

各位

法政大学 教職・資格担当

教職課程登録について

1. 履修カルテ

教員免許状取得を希望される学生は、卒業年次に「教職実践演習」という科目が必修になります。これはどの教科の免許を希望する場合であっても同様です。この科目は、2008年11月に教育職員免許法施行規則の一部を改正時に新設された科目であり、皆さん個々人の教職課程の履修状況や成績を、ご自身で確認していただく必要があるものになります。そのために作成されたのが「履修カルテ」です。

皆さんには履修カルテを記入するだけでなく、今後4年間のうち、決められた3回の時期に、教員による履修カルテのチェックを受けていただく必要もあります(資料②を参照)。

履修カルテは、教員免許状取得のための達成度をご自身及び大学が確認するための大事な記録です。

なお、履修カルテは入学年度により受け取るカルテが異なりますが、記入方法や提出時期等に差異はありません(資料③を参照)。

2. 教職課程費

この履修カルテをお渡しするためには、「教職課程費」を以下の期限までに大学に納入し、教職課程に登録する必要があります。

4月の教職ガイダンスの動画でも説明しましたが、法政大学では2013年度から、教員免許状取得のために教職の科目を履修していく方には、教職課程費として30,000円を納入していただきます。この教職課程費は毎年納入する必要はなく、一度納入いただくと卒業するまで有効です。ただし、途中で教職課程を辞めようとした時でも、一度納入された教職課程費は返金できませんので、ご検討の上納入してください。

また、この教職課程費には、今後皆さんが行う介護等体験費13,000円と、教育実習を行う際に一部の実習校で必要となる教育実習費は含まれておりませんので、ご注意ください。

この教職課程費を納入の上、資料④-2「教職課程登録届」と返信用のレターパックを提出した方に、引き換えで履修カルテを郵送します。

3. 提出締切日

提出締切日は、10月30日(金)となります。遅れる場合や来年度以降に申し込みたいという場合には、教職課程センターに相談してください。特に、介護等体験を今年度申し込む予定の方(つまり、来年2021年度に体験を行いたい方)は、**10月30日(金)の期限までに必ず教職課程の登録を済ませてください**。介護等体験は申し込みの次年度にならないと体験に行けませんので、先々のことを考えて、この機会にお早めに登録することをおすすめします。なお、納入方法や登録届の送付先は、資料④-1「教職課程費の納入案内」をご参照ください。

以上